

出版検閲と発禁本 戦後編

1945年GHQにより、言論取締禁止が実施され、1947年に施行された憲法21条でも検閲は禁止されます。出版法、新聞紙法等による規制は効力を失い、表現の自由の下、自由に出版ができるようになりました。ただしGHQのプレスコードによる事実上の検閲、出版規制は1952年のサンフランシスコ講和条約発効で占領が終わるまで続きます。

日本国憲法 第21条

- 1.集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2.検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

事前納本制度の出版法がなくなり、カストリ雑誌全盛の時代が来ます。カストリ雑誌とは粗悪な紙に印刷された大衆向け娯楽雑誌で、内容はエロ・グロが多かったようです。それらの雑誌がたいてい3号で廃刊したところから、3合飲むと酔い潰れるカストリ(粗悪な密造焼酎)とかけられています。しかしカストリ雑誌などが全く自由に販売できたわけではありません。戦前「風俗を害する」とされたものは、戦後は「わいせつな」ものとして刑法175条により摘発され、頒布の取締りを受けることとなります。

刑法 第175条

わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、2年以下の懲役又は250万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

判例は、わいせつを「徒に性欲を興奮又は刺激せしめ且つ普通人の正常な性的羞恥心を害し善良な性的道義観念に反するもの」と定義し、その判断は社会通念すなわち平均的一般人の意識を基準とすると解釈します。しかし、わいせつの概念は、宗教倫理や国民感情等の要因で、国によって判断基準と規制基準が異なります。当然のことながら時代、環境、そして個人によってわいせつの捉え方は異なり、基準は変化していきます。

価値観の多様化した現代社会において、性道徳を刑法によって強制することは妥当ではないという意見や、インターネットの普及で簡単に国境を越えて情報がやり取りされている現状から、これまでのわいせつ基準の再構成を求める声もあがっています。

刑法175条は性的秩序を守り最小限度の性道徳を維持するために、わいせつ文書の出版を公共の福祉に違反するものとして規制しますが、それは上位法である憲法の定める表現の自由に抵触するとして、多くの裁判によって争われてきました。サンデー娯楽事件、チャタレー事件、サド・悪徳の栄え事件、黒い雪事件、四畳半襖の下張事件、愛のコーリダ事件、ビニール本事件、松文館事件などがあります。

チャタレー事件(1957年 大法廷判決)

伊藤整による D.H.ローレンスの文学作品『チャタレー夫人の恋人』(*Lady Chatterley's Lover*)の翻訳書が、わいせつ物にあたるかが争点となった裁判です。文芸作品に対して刑法 175 条が適用となる事件の裁判は、文芸裁判と呼ばれ、猥褻性と芸術性との関係をいかに解すべきかが問題とされました。最高裁判所は、訳書について以下のようにわいせつ概念を定義して、一部でもわいせつ表現があれば、高度の芸術性を有するものでもわいせつ性を失わないとして上告を棄却し、有罪としました。結果、『チャタレー夫人の恋人』は、問題部分に伏せ字***を用いて出版されています。

わいせつの概念

- ① 普通人の羞恥心を害すること
- ② 性欲の興奮、刺激を来たすこと
- ③ 善良な性的道義観念に反すること

サド・悪徳の栄え事件(1969年 大法廷判決)

渋澤龍彦によるマルキ・ド・サドの『悪徳の栄え』(*l'Histoire de Juliette ou les Prospérités du vice*)の翻訳本がわいせつ物にあたるかが問題となりました。この裁判ではチャタレー事件判決のわいせつ概念を維持し、芸術性・思想性を理由としてわいせつにあたらない場合があると明示しつつも本件は有罪とし、上告を棄却しました。その結果翻訳者、出版者に対し罰金刑が確定しています。

四畳半襖の下張事件(1980年 小法廷判決)

野坂昭如が月刊誌『面白半分』に、永井荷風作といわれる擬古文体で書かれた戯作『四畳半襖の下張』を掲載したことで、わいせつ文書頒布の罪に問われた事件です。この判決もチャタレー事件判決を維持し、当該文書全体をその時代の健全な社会通念に照らして判断し、有罪としました。裁判では丸谷才一、五木寛之、井上ひさし、吉行淳之介、開高健、有吉佐和子ら多くの作家が弁護側の証人として法廷に立ち、話題を呼びました。ちなみに城市郎氏は、摘発された『面白半分』に解説を寄稿していたことで、警視庁で取り調べを受けています。

図画、写真と異なり、文字情報である文章・小説などの作品は、筆者の想像力の産物であり、読者がそれを読んでどう感じるかは、人間の思想良心そのものといえます。文芸作品等に対して、裁判所がわいせつであるか、芸術的価値、思想的価値を判断して処罰することには非難も多く、1978年の富島健夫『初夜の海』以降小説の摘発はありません。

時代の変化とともにわいせつの概念も変わっています。終戦直後は秘密出版され地下に潜っていたような書籍が、現在では堂々と文庫本として書店に並んでいます。取り締まりの対象となっていたような写真や絵も、1990年代にはいつからのなし崩し的なヘアヌードの解禁(『Santa Fe』など)によってかなり緩やかになってきています。

その一方で、自治体ごとに制定されている青少年条例、国会で審議が続けられている児童ポルノ法等で、青少年の保護、児童に対する性的搾取の防止という観点から流通、販売、出版が規制されるようになりました。ただそれらの規制に対しても、マンガ、アニメ等の非実在青少年に関する問題など議論は尽きません。法規制と性表現のせめぎあいは、表現の自由を尊重しつつ今後も続いていきます。